

お知らせします。

2つの給付金。

臨時福祉給付金

支給要件

◎支給対象者

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
 - ・生活保護の受給者である場合など
- は除きます。

◎支給額

- ・1人につき10,000円 下記の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算

加算対象者

- 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者 ※1
- 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など ※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

◎支給対象者

- ①平成26年度1月分の児童手当・特例給付※を受給
 - ②平成25年の所得が児童手当の所得制限額未満（左のページの図を参照）
- ※特例給付とは、児童手当の所得制限額以上の方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

◎対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
ただし、

- ・「臨時福祉給付金」の対象となっている児童
 - ・生活保護の受給者となっている児童 など
- は除きます。

◎支給額

- ・1人につき10,000円
(上記のほか、町の独自事業として児童1人につき5,000円分の安平町商品券を配付します。)